

「電気通信サービス利用者懇談会報告書案（案）」に対する意見署

平成21年1月9日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

意見

電気通信事業法にクーリング・オフの規定を設けるべきである

理由

電気通信事業者から電話勧誘を受け、口頭での説明を鵜呑みにして書面もないまま契約し、実際にサービスを受けて始めて説明どおりのサービスではなかったと気付いたとの相談を受けることがあります。クーリング・オフの規定を設けることによって、法定書面の交付義務も事業者に課すことになり、消費者にとって契約を冷静に検討する機会を設けることになり、消費者に合理的選択の機会を与えることにもつながると考えます。